２０２６年（令和８年）度育成室のご案内・申請書類

第 一 期 受 付

２０２５年１２月１日(月)から１２月１７日(水)まで

→結果発送：２月上旬予定

第 二 期 受 付

２０２５年１２月１８日(木)から２０２６年１月１６日(金)まで

→結果発送：２月下旬予定

第一期でご申請された方は、第二期に申請する必要はありません。

第二期受付期間後の受付

２０２６年３月１日（日）～１２月２６日（土）の期間随時（日曜・祝日は電子のみ）
（利用希望開始日の１か月前より受付します。）

２０２６年１月１７日（土）～２月２８日（土）は受付期間外となります。
２０２７年１月～３月は、２０２７年３月３１日までの利用に限り受付します。

● 申 請 方 法

電子申請または指定された育成室への直接申請

● 受 付 時 間

電子申請はいつでも申請可能

育成室への持参は平日１０時～１８時３０分（土曜日は８時３０分から１７時まで）

育成室への持参は申請時に書類確認を行うため、できる限り平日午前中または土曜日にお越しください。

申請書類に不備不足等があった場合は受付できません。期日を過ぎると第1期・2期の受付ができないため、提出書類確認票で必要書類をご確認のうえ、お早めにお申し込みください。

就労証明書は、育成室様式のものをご利用ください（保育園様式は不可）

【新規電子申請フォーム】　　**【追加提出・変更フォーム】**

２０２６年度　文京区育成室のご案内目次

１　育成室について 1

２　育成室の概要 1

３　申込みから入室までの流れ 2

４　入室の申込みについて 3

５　心身に特別な配慮を要する児童について 5

６　申込み時の必要書類 6

７　育成室の利用基準について 8

８　審査について 11

９　利用承認期間について 12

１０　保育料について 13

１１　次年度の継続について 14

１２　退室について 14

１３　育成室以外の過ごし方について 15

問い合わせ先

各育成室（裏表紙の育成室一覧をご覧ください。）

文京区教育委員会児童課児童係

文京区春日一丁目16番21号　　電話　03-5803-1188　　FAX　03-5803-1368

1　育成室について

● 育成室とは

保護者が仕事や病気などのため、昼間家庭において適切な保護を受けることができない、小学校（小学校に該当する学校を含む。）低学年の児童に対して、専任の指導員のもとで遊びと生活を通して、その健全な育成と保護をはかるところです。

● 対象児童（申込みができる方）

育成室利用の申込みができるのは、次の全てに該当する児童の保護者の方です。

1　区内に住所を有する児童

2　小学校第1学年から第3学年に就学している児童

3　保護者の状況が、文京区育成室利用基準表（8ページ参照）に該当する就労、疾病、親族の介護等のため、昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童

2　育成室の概要

育成室の生活は、子どもたちが学校から「ただいま！」と帰ってくるところから始まります。
子どもたちが安全でのびのびと、ゆたかな生活ができるように専任の指導員がいます。
また、ご家庭や学校と連携をとりながら子どもたちの生活を援助します。

● 施設数

区内 64 室（裏表紙参照）

● 定員

おおむね 40 名程度

● 保育時間

曜日	学校登校日	春・夏・冬季休業日（区立小学校）	開校記念日・振替休日等（区立小学校）
月～金曜日	下校時　～　18時30分	8時15分　～　18時30分	8時30分　～　18時30分
土曜日	下校時　～　17時00分	8時30分　～　17時00分	8時30分　～　17時00分

土曜日に育成室の保育が必要な場合、別途手続きが必要になります。（入室後、ご案内いたします。）
日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、国民の祝日、その他区長が特に必要があると認めた日は休業日となります。

● 保育料

児童 1 名につき、月額 10,000 円（おやつ代別途）
減額・免除制度あり（13ページ参照）

● 昼食・おやつについて

土曜日・春・夏・冬休み・開校記念日・振替休校日等給食がない日は、お弁当が必要です。
（父母会等が主体となり、注文弁当等を利用している育成室もあります。）
父母会等と協議の上、毎日おやつを用意し、集金は父母会が行っています。

3　申込みから入室までの流れ

育成室のご案内
配布開始

令和７年 11 月 17 日(月)
　文京区 HP よりダウンロードできます。
　各育成室・児童館、児童課(文京シビックセンター20 階)で配布します。

第一期申請
受付

令和７年 12 月１日(月)から 12 月 17 日(水)まで
　電子申請もしくは指定の育成室へ直接ご持参ください。

申請不備
書類受付

令和７年 12 月 24 日(水)まで
　育成室から申請内容について、保護者・職場へ電話連絡を行うことがあります。

審査・確認

審査基準に基づき、指数等を判定し、各育成室への入室審査を行います。

第一期申請
結果通知

令和８年２月上旬
　ご自宅に郵送で入室承認通知または待機通知を送付します。

第二期申請
受付

令和７年 12 月 18 日(木)から令和８年１月 16 日(金)まで
　電子申請もしくは指定の育成室へ直接ご持参ください。
　第一期申請と同様に、審査・確認を行います。

第二期申請
結果通知

令和８年２月下旬
　ご自宅に郵送で入室承認通知または待機通知を送付します。

<u>第一期でご申請された方は、第二期に申請する必要はありません。</u>

随時申請
受付

令和８年３月１日(日)から随時
　申請から３週間程度で入室等のご案内が可能です。

入室説明会

令和８年３月上旬から中旬
　育成室ごとに実施します。

入室

令和８年４月１日(水)利用開始

４　入室の申込みについて

● 申請先

1 通室区域育成室（住所で指定された育成室）

通室区域は、文京区 HP、各育成室、児童課児童係にてご確認ください。

（文京区 HP 内「2026 年（令和 8 年）度育成室入室のご案内」の「住所地別通室区域」）

2 学校要件育成室（各区立小学校で児童課の指定する育成室 5 ページ参照）

・学校要件で申請の場合、特別支援学級に在籍又は進学予定の児童を除き、通室区域の方が優先となり、審査が後回しとなります。（第2期申請を除く。）

・入室ができなかった場合は、学校要件育成室での待機となり、定員に空きが出ても当該育成室を通室区域として待機となっている方が優先で入室となります。

上記①②以外で、申請先育成室を選択することはできません。

● 区外から（区内間）の転居予定者の申請について

・第1期・2期で申請するためには、下記条件を全て満たしていることが必要です。

①転居先の住所（住居表示）が確定している。（住居表示が不明の場合はご相談ください。）

②当該年度の8月31日までに文京区内に転入する。（住民票を移し、実際に住んでいること。）

③4月1日（年度当初）から転居先の育成室に通うことができる。

・必要書類

申請に必要な書類に加え、売買契約書または賃貸借契約書のコピーを提出してください。

契約書等は、下記内容が明記されているものが必要です。

①転居先住所

②引越し予定日（引き渡し日、入居予定日等）

③入居者氏名（契約者が児童の保護者でない場合）

転居後、速やかに住民票のコピーを提出してください。提出がない場合は、入室取消しまたは退室となります。

● 産前産後休暇・育児休業取得中（取得予定）の方の申請について

就労のため第1期・2期で申請するには、就労証明書に5月1日までに復職することの明記が必要です。上記期間内に復職する予定がない場合は、復職予定日の1か月前からの申請となります。

復職後、速やかに（1か月を目安とします。）復帰証明書をご提出ください。

提出がない場合は入室が決定していても入室取消しまたは退室となります。

【文京区ホームページ「2026 年（令和 8 年）度育成室入室のご案内」】

● 指定校変更希望者の学校要件育成室への申請について

指定校変更が承認されることを前提に、変更先小学校の学校要件育成室（5 ページ参照）に申請することも可能です。ただし、下記のことをご了解のうえ、申請をお願いします。

①審査は通室区域の児童が優先され、学校要件の申請は審査が後回しとなります（特別支援学級に在籍又は進学予定者及び第２期申請を除く）。

②指定校変更が認められなかった場合は、入室決定していても取消となります。通室区域の育成室利用を希望する場合は、申請取下届を提出し、改めて通室区域の育成室に申請が必要です。

③指定校変更が承認されても、学校要件で申請した育成室が定員を超えたため入室できなかった場合は、学校要件で申請した育成室の待機者となります。空きが出た場合、通室区域の待機者が優先して入室します。

指定校変更が決定した場合は、速やかに「就学通知書」のコピーを提出してください。
就学通知書の提出がない場合は、入室取消しまたは退室となります。

● 第1期・2期の申し込み時点の状況と、4月以降の状況が異なることが決定している場合

4月以降の状況がわかる書類を提出いただき、その内容で審査を行います。

例：申込時は就労しているが、4月以降学生となる場合は、申込時に合格通知のコピー、就学状況申告書、授業のカリキュラム予定等を提出頂き、4月以降に在学証明書、就学状況申告書、カリキュラム表等証明書類を提出してください。

審査時点での状況と、4月以降に提出された書類の内容が異なる場合、書類が提出された時点で再審査のうえ退室となる場合があります。

● 書類の提出について

・記入箇所は全て記入してください。また、必要提出書類は全てご提出をお願いします。
・申請書類に不備不足等があった場合は受付できません。期日を過ぎると第1期・2期の受付ができないため、提出書類確認票で必要書類をご確認のうえ、できる限りお早めにお申し込みください。
・申込みの内容が事実と異なる場合、入室利用承認を取り消すことがあります。全ての書類は事実に基づいて正確に記入してください。

● 申込みの取り下げについて

申込み後に入室の必要がなくなった場合は、速やかに各育成室または児童課児童係にご連絡のうえ、「育成室利用申請取下届」を提出してください。

「学校要件」該当育成室の一覧表

	学校名	学校住所	学校要件該当育成室
1	礫川小学校	小石川 2-13-2	柳町育成室
2	柳町小学校	小石川 1-23-16	柳町第三育成室
3	指ケ谷小学校	白山 2-28-4	指ケ谷育成室
4	林町小学校	千石 2-36-3	千石第二育成室
5	明化小学校	千石 1-13-9	明化育成室 ※
6	青柳小学校	大塚 5-40-18	大塚育成室
7	関口台町小学校	関口 2-6-1	目白台育成室
8	小日向台町小学校	小日向 2-3-8	小日向台町第一育成室
9	金富小学校	春日 2-6-15	水道育成室
10	窪町小学校	大塚 3-2-3	窪町育成室
11	大塚小学校	大塚 4-1-7	大塚小学校育成室
12	湯島小学校	湯島 2-28-14	湯島小学校育成室
13	誠之小学校	西片 2-14-6	誠之第二育成室
14	根津小学校	根津 1-14-3	根津育成室
15	千駄木小学校	千駄木 5-44-2	千駄木育成室
16	汐見小学校	千駄木 2-19-23	汐見育成室
17	昭和小学校	本駒込 2-28-31	昭和第三育成室 ※
18	駒本小学校	向丘 2-37-5	駒本育成室
19	駕籠町小学校	本駒込 2-29-6	駕籠町小学校育成室
20	本郷小学校	本郷 4-5-15	本郷第二育成室

※ 令和 8 年度より明化小学校及び昭和小学校における学校要件育成室が変更となりました。

5　心身に特別な配慮を要する児童について

● 申請について

集団生活において、お子様にサポートが必要な場合、要配慮児童の申請が可能です。入室申請書類及び子ども状況票（7 ページ参照）を準備し、各育成室もしくは電子にてご申請ください。申請時、児童と一緒に育成室へ来室いただき、直接ご相談いただくことも可能です。ご希望の場合は該当育成室までご連絡ください。電子申請の場合は、育成室より確認の連絡をさせていただく場合があります。

● 入室に向けて

申請後、保育観察に同意いただいたご家庭を対象に、現在通われている幼稚園・保育園等にて、職員が幼稚園・保育園等での生活を観察させていただきます。保育観察での様子や記載いただいた子ども状況票をもとに、会議体（入室審査会）で配慮が必要か否かを決定します。指数に基づき入室審査を行い、入室決定通知の送付後、どのような配慮が必要か個別にご相談させていただきます。

医療的ケアを必要とする場合は、入室申請前に必ず児童係までご相談ください。

６　申込み時の必要書類

申込時に必要な書類は次の1・2です。なお、提出された書類は返却いたしません。
電子申請の場合、1は不要です。

1 育成室利用申請書（兄弟姉妹で申請する場合でも、申請する児童ごとに提出が必要です。）
2 保育に欠ける状況を証明する書類（以下の表をご参照ください。）
　① 父・母（事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含む。）それぞれの書類が必要です。
　② 兄弟姉妹で申請をする場合は、原本一部、他はコピーの提出でかまいません。
　③ 就労証明書、就労状況申告書、就学状況申告書、申立書、直近4週間の実績表は所定用紙で提出をしてください。

類型		提出書類 類型から、提出書類をご確認ください。 ●は必ず提出する書類、△は該当する場合は必ず提出する書類です。	備考
就労	外勤の方	●（会社員・公務員等）就労証明書（3 か月以内に証明されたもの）	所定用紙
		△シフト表・タイムカードのコピー等(勤務時間のわかる書類)【直近4週間分】 ※不規則な勤務形態の場合で、就労証明書の形式では記入できない勤務の場合のみ必要です。	就労先の用紙も可
	自営の方（代表者の方）	●（自営業者等）就労状況申告書	所定用紙
		△不規則な勤務である場合は、直近4週間分の実績表を添付してください。	所定用紙
		●会社の代表者・自営中心者にあたる方は、前年分確定申告書控コピー（電子申告の場合受付番号が付与されているもの）を添付してください。 ※ 提出できない場合は法人税申告書控えのコピー、商業・法人登記簿謄本コピー等 **※ 代表者名、事業所名、事業所住所が明記されている第三者機関からの証明になる書類**のコピー（源泉徴収票不可）	
その他	出産	●出産予定日が明記されている母子手帳のコピー	
	育児休暇	●出生日が明記されている母子手帳のコピー	
		●育児休業期間が明記されている就労証明書等（上記就労類型をご確認ください。）	所定用紙
	疾病	●医師による診断書（直近のもの。疾病により保育ができないことの記載が必要）	
		●申立書	所定用紙
	障害	●障害者手帳等のコピー	
		●申立書	所定用紙
	看護（介護）	●介護・看護の対象となる方の状況が証明できる書類 ※ 診断書（直近のもの）、障害福祉サービス受給者証、介護保険被保険者証、ケアプランのコピー等（有効期限内のもの）	
		●申立書	所定用紙
		●直近 4 週間分の実績表	
	学生	●在学証明書	在学校発行の用紙
		●履修プラン等、通学の状況が証明できる書類	
		●就学状況申告書	所定用紙
	求職	●申立書	所定用紙
		●求職活動の証明ができる書類 ※ 雇用保険受給資格者証のコピー、ハローワーク発行の求職カードのコピー等、求職活動の証明ができる書類	

● 祖父母が同居または近隣に在住（利用申請児童の住所地から直線距離５００m以内）の場合

	提 出 書 類
65 歳以上の場合	●健康保険被保険者証又は資格確認書のコピーなど年齢の確認ができるもの ※ 保険者番号・被保険者番号が分からないようにご提出ください（黒塗り等）
65 歳未満で、保育の補助ができない場合	●育成室の利用基準表に記載されている、保育に欠ける状況を証明する書類 ※ 申請理由により提出書類が異なります。 詳しくは、提出書類の一覧（6ページ参照）をご確認ください。

● ひとり親での申請に必要な書類

	提 出 書 類
離婚・死別・ 未婚の場合	●児童扶養手当証書、育成手当の受給証明、ひとり親家庭等医療証、児童育成手当現況認定通知書のコピーなど ※ 直近のもの。有効期限があるものは、期限内のもの。 ※ 提出できない場合は、戸籍謄本のコピー
離婚調停中の場合	●家庭裁判所の調停申立など、調停中であることがわかるもの

離婚後同居している場合や住民票が同一の場合はひとり親としてみなされません。
その場合、父母両方の証明書類が必要となります。

● 申請児童が各種手帳の交付を受けている・または取得申請をしている場合

	提 出 書 類
利用申請児童が手帳の交付を受けている	●身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳のコピー
利用申請児童が手帳の交付申請中である	●身体障害者手帳・精神障害者手帳→手帳の申請書の写し（受付印のあるもの） ＋手帳申請用に取得した医師の診断書の写し ●愛の手帳→総合判定区分確認証明書

● 要配慮申請に必要な書類

	提 出 書 類
要配慮申請「有」の方	●こども状況票 文京区ホームページに書式がございます。下記、二次元コードをご確認ください。

【文京区ホームページ「2026 年（令和 8 年）度育成室入室のご案内」】

文京区ホームページにデータ書式がございますのでご活用ください。

7　育成室の利用基準について

育成室の利用申請には、保護者の状況が下記の利用基準表に該当することが必要となります。
①～③の用語の定義については10ページの用語説明をご参照ください。

文京区育成室利用基準表

保護者の状況				基本指数
類 型	細 目			
就労(①)	週5日以上就労		1日8時間以上の就労である。	10
			1日6時間以上8時間未満の就労である。	9
			1日4時間以上6時間未満の就労である。	8
	週4日就労		1日8時間以上の就労である。	9
			1日6時間以上8時間未満の就労である。	8
			1日4時間以上6時間未満の就労である。	7
	週3日就労		1日8時間以上の就労である。	8
			1日6時間以上8時間未満の就労である。	7
			1日4時間以上6時間未満の就労である。	6
求職	求職のため3か月以内の日中外出を常態とする。			5
出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2か月（多胎妊娠の場合は、出産予定日の属する月並びに当該月前4か月及び当該月後2か月）以内である。			7
育児休業	育児休業（1歳の誕生日が属する月の翌月までの期間にある子に係る育児休業である場合に限る。）を取得している。（令和8年11月1日より）			7
疾病障害	疾病	長期入院	おおむね1か月以上の入院	10
		居宅内療養	常時病臥	9
			一般療養	7
	障害者		身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	10
			身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級	8
			身体障害者手帳4級	6
看護（介護）	看護（介護）重		週5日以上かつ日中8時間以上の付添い（配偶者又は子どもに限る。）	10
	看護（介護）中		週3日以上かつ日中8時間以上の付添い	8
	看護（介護）小		週3日以上かつ日中4時間以上8時間未満の付添い	6
学生	週5日以上通学		大学、大学院、日本語学校、専門学校等（カルチャースクール、文化教室等を除く。以下同じ。）の在学予定期間が1年以上の者で、日中8時間以上の就学である。	7
	週3日以上通学		大学、大学院、日本語学校、専門学校等に在学する者で、日中4時間以上の就学である。	6

災害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため保育に欠ける場合	10

調整基準表

類 型		細 目	調整指数
保護者の就労等の状況	就労時間帯等	月曜日から金曜日までの間において、就労時間帯等に午後3時から午後6時30分までの時間帯が含まれない場合	−1
	帰宅時間（就労証明書等に記載のある終了時間に通勤等に係る所要時間を加えた時間をいう。）	月曜日から金曜日までの間において、就労等による帰宅時間が常に午後6時30分より後である場合	0.3
		月曜日から金曜日までの間において、就労等による帰宅時間が午後5時以前の日がある場合	−0.3
家族・親族の状況	兄弟姉妹・多胎児	利用申請児童の兄弟姉妹が既に区の育成室のいずれかを利用し、かつ、当該利用申請児童の入室希望年度に継続して利用することが確定している場合又は利用申請児童が多胎児で、当該多胎児のうち2人以上が同時に利用の申請をする場合	0.6
	祖父母（65歳未満の者であって、文京区育成室利用基準表に掲げる保護者の状況に該当しないものに限る。）	祖父母が、利用申請児童と同居(②)している場合	−1.1
		祖父母が、近隣（利用申請児童の住所から直線距離で500m以内をいう。）に居住している場合	−0.3
	ひとり親	婚姻によらないで母若しくは父になった場合または死別、離婚若しくは離婚調停中(③)の場合（保護者が別居の場合に限る。）	0.8
	単身赴任	父または母が単身赴任の場合（赴任先が利用申請児童の住所から直線距離で100km以上離れた地である場合または外勤で就労証明書に単身赴任であることが証明されている場合に限る。）	0.4
利用申請児童の状況	入室を希望する日時点での学年	入室希望日現在の学年が2年生の場合	−0.8
		入室希望日現在の学年が3年生以上の場合	−1.2
	特別な配慮を要する児童である	利用申請児童が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳の交付を受けたもの、または、これに準ずる場合※	1.2

※これに準ずる場合とは、手帳の申請中で以下の書類が提出できる場合を指します。

(1)身体障害者手帳（障害福祉課）・精神障害者手帳（予防対策課）

手帳の申請書の写し（提出機関の受付印等があるもの）＋手帳申請用に取得した医師の診断書の写し

(2)愛の手帳（児童相談所）

総合判定区分確認証明書（児童相談所にて発行可能）

備考

1 以下の審査において、第二期及び特別支援学級への進学等に係る学校要件を除き、通室区域の育成室に申請された児童は学校要件に申請された児童に優先する。

2 保護者の状況が文京区育成室利用基準表の各類型のいずれかに該当する場合は、当該類型の各細目に定める基本指数を算定する。

3 保護者の状況が調整基準表の各類型に該当する場合は、当該類型の各細目に定める調整指数を備考2により算定した基本指数に加算し、合計指数とする。

4 それぞれの保護者に対し合計指数を算定し、当該指数のうちいずれか低い指数（以下「審査指数」という。）を審査の対象とする。

5 審査指数が同一になった場合は、就労実態及び児童を取り巻く環境等を比較して優先順位を決定する。

6 保護者の就労時間帯等に午後 10 時から午前 5 時までの引き続く 7 時間が全て含まれている場合は、当該保護者について調整基準表の保護者の就労等の状況の類型の各細目に定める調整指数を適用しない。

指数同数判定基準

順位	細 目
1	ひとり親家庭である。
2	単身赴任家庭である。
3	審査の対象とならない保護者の審査指数の高い順
4	多子である順（子どもの数が同数の場合は、低年齢の兄弟姉妹が優先）
5	区内に祖父母がいない家庭
6	審査指数となる保護者の就労等の終了時刻が遅い順（開始時刻が午後3時までに該当する場合）
7	審査指数となる保護者の就労先等が、児童住所地から直線距離で遠い順

育成室利用基準表・調整基準表についての用語説明

① 就労	外勤または自営中心者若しくは自営協力者に該当するものとする。なお、細目に規定する時間数は、就業規則等に規定する就労時間のことであり、勤務時間中の休憩時間（1時間程度）を合わせたものとし、超過勤務時間等は含まない。
② 同居	同一敷地内に居住している場合も同居に含まれる。
③ 離婚・離婚調停中	同居している者、住民票上同一住所である者は原則として含まない。

８　審査について

● 申請締切日までに申請し受付された方(必要書類が全て揃っている方)について、審査を行います。

● 通室区域の児童が優先されます(下記を除く。)

【通室区域優先の例外事例】

①特別支援学級に在籍又は進学予定の児童が学校要件で申請する場合は、通室区域の育成室に申請した児童と同様に審査を行います。

②千石第一育成室と千石第二育成室、小日向台町第一育成室と小日向台町第二育成室、柳町育成室と柳町第二育成室、本郷第二育成室と本郷第三育成室、文林中学校育成室と文林中学校第二育成室、根津第二育成室と根津第三育成室、誠之第一育成室と誠之第二育成室、千石第三育成室と千石第四育成室、水道第二育成室と水道第三育成室、昭和第一育成室と昭和第二育成室と昭和第三育成室は各育成室間でおおむね40名(※)に達するまでそれぞれの保育の必要性の高い児童を優先します。

③第1期の申請状況で、おおむね40名(※)を超えて受け入れすることが決定した育成室は、通室区域の保育の必要性が低い児童ではなく、近隣育成室で待機となる保育の必要性の高い児童が優先となります。

④第2期の審査では、通室区域にかかわらず、保育の必要性が高い方が優先となります。

⑤関係機関から協議がある場合は、通室区域・指数にかかわらず優先されることがあります。

(※)昭和第一育成室、昭和第二育成室、昭和第三育成室はおおむね 20 名

● 学校要件での申請者は審査が後回しとなります(上記、通室区域優先の例外事例①及び④を除く)。

● 定員を超える申込みがあった場合は、家庭での保育に欠ける状況等を比較し、保育に欠ける程度が高い順に入室決定を行います。

● 審査方法は下記のとおりとします。

①文京区育成室利用基準表から保護者に該当する類型を選び、基本指数（８ページ参照）を算出します。
②基本指数と調整指数（８,９ページ参照）を合算した指数が合計指数となります。
③両親共に合計指数を出し、合計指数が低い保護者の指数が審査指数となります。
④審査指数同数の場合は、指数同数判定基準（10 ページ参照）をもとに決定します。

・申請書・就労証明書等の内容に記載漏れ及び疑問点がある場合は、再提出依頼や担当者から保護者または勤務先等に直接確認をとらせていただくことがあります。

・申請書及び提出書類の内容が、事実とは違うことが判明した場合または入室基準の要件に当てはまらない場合は、入室の取り消しまたは退室となることがあります。

・短時間勤務制度(部分休業等含む)を5月1日以降も取得する場合は、取得中の勤務時間・勤務日数で審査指数を決定します。

・申請書の提出時点から状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。なお、4月以降に提出された証明書の内容が、申込時に提出された内容と異なる場合は再審査を行い、その結果退室となる場合があります。

９　利用承認期間について

● 年度途中であっても、利用の要件を満たさなくなった場合（家庭において保育が可能になった場合等）は、その時点までのご利用となります。
保護者の就労状況等の変更などにより育成室の入室要件等が変更になる場合は、「届出事項変更届」を提出してください。

● 毎年11月に家庭状況及び保護者等の状況の確認を行います。次年度への継続要件を満たしていない場合、当該年度末で退室となります（14ページ参照）。

● 下記の要件で入室した場合は、別途利用承認期間が決められています。

1　求職中

利用承認期間は、入室した日から3か月までとなります。3か月以内に「文京区育成室利用基準表」に該当する求職以外の要件を満たした書類が提出されない場合は、退室となります。
また、入室後に求職中となった場合は、求職となった日から3か月以内を承認期間とします。
（勤務開始が確認できない場合、原則継続はできません。）

2　妊娠、出産

利用承認期間は出産予定月前2か月（多胎妊娠の場合は出産月前4か月）、出産予定月、出産予定月後2か月の計5か月（多胎妊娠の場合は計7か月）以内となります。

・実際の出産日ではなく、「出産予定日」を基に承認期間を決定します。

・育成室在籍期間中に産前産後休暇に入る場合は、利用承認期間を上記出産要件と同様の計5か月（多胎妊娠の場合は7か月）以内とし、復職せずにこの期間が経過した後は退室となります。

・出産予定月後3か月以内に復職する場合は、出産予定月後2か月以内に復職予定日または産休育休の期間が明記されている就労証明書を提出することで、継続して在籍することができます。
復職後、1 か月以内に復帰証明書（区様式）をご提出ください。

3　疾病・障害・看護・介護・学生

利用承認期間は、診断書等に記載された事由による保育に欠ける期間となります。

１０　保育料について

● 保育料・支払方法

・児童１名につき、月額 10,000 円(おやつ代は各育成室父母会より別途徴収)
・保育料の支払い期限は原則毎月月末です。(月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日です。)
・原則、口座振替による支払いとなります。手数料は文京区が負担します。
・口座振替による手続きが完了するまでは、児童課からお送りする「納入通知書」により、金融機関の窓口で支払いをしてください。

● 保育料の減額・免除について

下記に該当する方は、育成室保育料減額・免除について電子申請が必要です。
承認された場合は、保育料が下記のとおり減額・免除されます(減額・免除の重複は不可)。

対象となる世帯	保育料	添付書類
生活保護を受けている世帯	免除(0 円)	保護証明書
令和7年度の住民税が非課税の世帯	免除(0 円)	令和7年度(令和6年中の所得)の住民税非課税証明書(父母両方)
令和7年度の特別区民税の所得割課税額が48,000 円未満となる世帯	3,000 円 (7,000 円減額)	令和7年度(令和6年中の所得)の住民税課税証明書(父母両方)又は住民税納税通知書(内訳書含む)の写し(父母両方)
令和7年度の特別区民税の所得割課税額が48,000 円以上 58,000 円未満となる世帯	7,000 円 (3,000 円減額)	令和7年度(令和6年中の所得)の住民税課税証明書(父母両方)又は住民税納税通知書(内訳書含む)の写し(父母両方)
育成室在籍児童が2人以上いる又は未就学児童がいる世帯(在籍児童全員が減額対象)	8,000 円 (2,000 円減額)	なし (申請書等で家庭状況を確認します)

・所得割課税額は、寄付金控除(ふるさと納税)や住宅借入金等特別控除など、調整控除以外の税額控除がある場合は、控除前の税額で判定します(該当する場合にはお問い合わせください)。
・前年度の住民税が政令指定都市で課税されている場合は、市民税額(特別区民税額に相当)の割合が平成30年度以降変更されていますので、お問い合わせください。

【申込み方法】原則電子申請となります。入室決定後、保育料のご案内に関する通知をお渡しします。
(電子申請が難しい方は、育成室までお問い合わせください。)
【適用開始日】原則申請月から適用となります。過去に遡っての適用はできません。
【適 用 期 間 】その年度内に限ります。翌年度も減額を希望する場合は、再度申請が必要です。

● 育成室の利用開始または利用辞退が月の途中の場合

当該月の在籍日数(育成室休業日を含む)が12日を超えない場合は、保育料は徴収いたしません。在籍日数が13日以上の場合は、保育料を全額徴収いたします。日割りにはなりません。また、長期欠席等で1か月間育成室の利用がない場合も在籍扱いとなるため、保育料は原則免除になりません。

なお、最終出席日より後に利用辞退届が提出された場合は、利用辞退届の提出日が退室日となります。利用辞退届の提出日までの日数が13日以上の場合は、最終出席日までの日数が12日以内であっても保育料は徴収されます。

１１　次年度の継続について

毎年10月中旬に育成室を通して、継続審査のご案内をいたします。次年度の継続利用を希望する場合は、11月1日現在の就労証明書等や保育に欠ける状況が証明できる書類等を添えて、期日までに、電子申請にてご提出ください。

期日までにご提出がない場合は、当該年度の3月31日までのご利用となります。

また、以下①②のいずれかに該当する場合は、次年度への継続はできません。当該年度のみの利用承認期間となる通知を発送します。継続が難しい方については、育成室より事前にお伝えいたしますので、次年度の利用を希望する場合は、改めて新規申込みをお願いいたします。

①基本指数等（基本指数に、調整指数のうち類型「就労時間帯等」のみを合計したもの）が、１１月１日現在で、６以下の場合
（１１月２日から翌年の３月３１日までに上記に該当した場合も含みます。）

②４月１日（年度途中の入室の場合は利用承認日）から１０月３１日までの期間（区立小学校の夏季休業期間は除きます。）の出席日数が、月曜日から金曜日の育成室開室日数（年度途中の入室の場合は利用承認日から育成室開室日数を算定します。）の６０％未満の場合

入院、疾病、帰省の理由により２週間を超える長期間の欠席を要する場合には、各育成室にご相談ください。長期欠席が認められた場合、その期間は出席率算定の際、育成室開室日数から控除します。

入室審査会にて配慮を要すると認められた児童で、4年生以降も継続して保育を希望される方は、単年度毎に申請をしていただきます。6年生まで在籍が可能ですが、単年度毎の審査となります。

１２　退室について

家庭での保育が可能になる場合や利用要件を満たさなくなるなど、育成室を退室する（利用しなくなる）ときは、事前に各育成室にお申し出のうえ「育成室利用辞退届」を提出してください。

１３　育成室以外の過ごし方について

● 認証学童クラブ（旧 都型学童クラブ）について

区の育成室では実施していない多様な保育ニーズに対応するため、東京都の認証学童クラブ事業実施要綱等で規定する施設・人員等の基準に沿って、区の補助を受けて民間事業者が開設・運営する学童クラブです。

※ 令和８年度より、現行の都型学童クラブから認証学童クラブへ移行します。詳細は区ホームページをご確認ください。

1 利用概要

利用対象者	小学校1～6年生	
開所日	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）	
開所時間	平日	放課後　～ 19:00
	土曜日・学校休業日	8:00　～ 19:00
	※ 上記時間以外にも延長保育を実施している場合があります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。	
利用料金	月額 **14,000円** 程度（区の補助対象コース週6日利用の場合 ） ※ 区の補助対象コースとは、就労等により区立育成室の利用要件に当てはまる方が一般コースより安価に利用できるコースです。 ※ クラブにより料金コース体系は異なります。また、月額利用料のほか、入会金や教材費実費等がかかる場合があります。詳しくは各クラブへお問い合わせください。	
申請方法	各クラブに直接お問い合わせください。なお、申請にあたっては区立育成室と併願できます。	
その他	区の補助対象コースを利用する方は、区立育成室と同時に在籍することはできません。 ※ 一時利用、一般コース利用の場合は同時に在籍することが可能です。	

※ 運営内容・料金コース体系・定員など詳しいことは各クラブへ直接お問い合わせください。

2 クラブ一覧

クラブ名	住所	電話番号
ベネッセ 学童クラブ音羽	音羽1−1−7 正進社ホールディングスビル3階	03-5940-2306
ベネッセ 学童クラブ春日	春日1−11−14 SG春日ビル2階	03-3830-1015
ベネッセ 学童クラブ千石	千石2−26−3 寿永ビル1階	03-5981-6061
ベネッセ 学童クラブ本郷	本郷2−25−10 本郷トーセイビルⅣ4階	03-3868-8021
ベネッセ 学童クラブ本駒込	本駒込1−11−1 トラビ文京白山3・4階	03-5940-2103
ベネッセ 学童クラブ護国寺	目白台3−28−10	03-6902-0847
テンダーラビング学童クラブ 関口	関口2−4−11	03-5981-8930
After Schoolミライン 文京GARDEN	小石川1−5−1 文京ガーデンノーステラス202、203	03-5615-9666
スターチャイルド学童クラブ千駄木校	千駄木3−44−2 ダイヤビル2階	03-5834-2246
アドボコ+ 白山	白山1−36−2 ライオンズマンション文京白山108	03-3868-0226

｜新規開設のクラブ（令和8年4月1日）｜

クラブ名	住所	開設前の問合せ先
ベネッセ学童クラブ文京大塚	大塚5−3−13 ザ・フェロー文京4階	03-3830-1015
アスク学童クラブ茗荷谷	小日向4−7−10 塩田ビル	03-6912-1371

3 住民税非課税世帯等への月額保育料の助成について

認証学童クラブを利用する家庭のうち、下記の要件に該当する世帯を対象に、月額保育料の全部又は一部を助成します。申請方法等詳細は、ご利用予定のクラブの入会決定後、クラブよりご案内をいたします。

対象となる世帯	助成額
生活保護を受けている世帯	保育料の全額
令和7年度の住民税が非課税の世帯	保育料の全額
令和7年度の特別区民税所得割課税額が48,000円未満となる世帯	保育料の7割
令和7年度の特別区民税所得割課税額が48,000円以上58,000円未満となる世帯	保育料の3割

※ 所得割課税額は、寄附金控除（ふるさと納税）や住宅借入金特別控除など、調整控除以外の税額控除がある場合は、控除前の額で判定します。

【認証学童クラブに関するお問い合わせ先】
児童課施設整備担当（℡ 5803-1161）

● 放課後全児童向け事業（アクティ）について

放課後及び学校休業日に小学校の施設の一部において、大人の見守りのもと、児童が安心して遊びや自主学習等の活動ができる居場所を提供する事業です。保護者の就労等に関わらず利用することができ、区立小学校 20 校で実施しています。

対象者	実施校に在籍する小学1～6年生等	
実施日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） ※実施場所により、平日や学校長期休業期間にお休みになることがあります。	
実施時間	平日	放課後～18:30 ※1
	学校休業日	9:00～18:30　※1、2
	※1 実施場所により、17:30 から 18:30 までの間で異なる。 ※2 実施場所により、9:00 から 10:00 までの間で異なる。	
利用料金	年額 800 円（スポーツ安全保険加入料）	
申請方法	参加登録申請書に記入のうえ、スポーツ安全保険加入料 800 円とともに提出。 提出先や提出方法は、HP等に記載の各アクティ連絡先までお問い合わせください。	
その他	・新一年生のご利用開始時期は、学校生活に慣れた5月頃となる場合があります。 ・区立育成室に在籍している方もご申請いただけます。ただし、同日中の往来はお断りしています（アクティをご利用の日は、育成室は欠席になります）。	

【放課後全児童向け事業に関するお問い合わせ先】
児童課放課後事業担当（℡ 5803-1822）

●児童館について

令和8年4月1日現在、区内に16施設あります。乳幼児から高校生まで、どなたでも利用できます。子どもたちの遊びを通して、健康で心豊かな成長を支援する施設です。

利用案内	
開館時間	月～金曜日:午前 10 時から午後 6 時まで、土曜日:午前 10 時から午後 5 時まで
対象児童	小学生から高校生までは、お子様だけで利用できます。 就学前のお子様は、保護者同伴でご利用ください。
利用方法	ご利用になる児童館で、登録申請をしてください。利用料は無料です。
休館日	日曜日・国民の祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）・その他区長が臨時に定めた日

柳町児童館：柳町小学校及び柳町こどもの森等改築工事に伴い、児童館代替事業「ぷち・やなぎちょうじどうかん」（小石川1－17－1エルアージュ小石川 2階集会室）を実施しております。

白山東児童館：白山東児童館は施設改修工事に伴い、「白山東 BASE」（西片2－15－17増永マンション 101）で実施しております。

●児童館特例直接利用（ランドセル来館）のご案内

1 概要

育成室待機児童対策の一環として、育成室待機中の家庭を対象に、児童館特例直接利用（ランドセル来館）を実施します。通常児童館に来館する場合は、学校から帰宅後、自宅にランドセルを置いたうえでの来館となりますが、本事業は、学校から児童館に直接来館し、既定の時間まで児童館を利用できるものとなります。

2 対象

育成室（区立学童クラブ）の利用承認を受け、利用開始待機となっている児童で利用希望する児童。
各施設5名程度の受入れのため、希望者が多数の場合は、指数が高い方からご案内となります。

3 実施館（令和 8 年度）

大塚児童館・千石児童館・水道児童館・本駒込児童館・本駒込南児童館・久堅児童館・千石西児童館・目白台児童館・湯島児童館・白山東児童館（※）・根津児童館・目白台第二児童館・本郷児童館
（※）白山東児童館は施設改修工事に伴い、「白山東 BASE」（西片 2－15－17 増永マンション 101）で実施いたします。

4 申請方法

申請先育成室が待機となり近隣紹介先の入室を希望されなかった場合、「育成室利用待機通知書」と「児童館特例直接利用（ランドセル来館）のご案内」を同封します。同封のご案内から利用申請をお願いいたします。なお、育成室利用承認された方（入室できた方）は、ご案内いたしません。

5 利用方法

利用前月の 20 日までに利用月 1 か月分の利用予定表を児童館に提出をお願いします。利用当日、小学校から直接児童館に来館していただき、利用予定表をもとに帰り時間に声掛けを行います。

6 児童館特例直接利用(ランドセル来館)と通常来館、育成室との違い

	児童館特例直接利用 (ランドセル来館)	通常来館	育成室
利用日	児童館開館日 (日曜祝日除く、12 月 29 日 ～1 月 3 日除く)	児童館開館日 (日曜祝日除く、12 月 29 日 ～1 月 3 日除く)	児童館開館日 (日曜祝日除く、12 月 29 日 ～1 月 3 日除く)
利用時間	9:30～18:00 (土曜 8:30～17:00)	10:00～18:00 (土曜 10:00～17:00)	・下校時～18:30 (土曜 8:30～17:00) ・区立小学校長期休み 8:15～18:30
予定表	あり(1 か月ごと)	なし	あり
出欠確認	予定表により確認	なし	予定表により確認
帰宅	予定表により声掛け	声がけの場合もあり	予定表により声掛け
おやつ	なし	なし	あり(1 か月 2 千円程度)
連絡帳	なし	なし	あり
保険	お見舞金のみ	お見舞金のみ	スポーツ安全保険
費用	なし	なし	あり(保育料月額 1 万円)
ランドセル	置き場あり	なし	置き場あり
お弁当	児童館開放ランチタイム	児童館開放ランチタイム	あり(育成室内)

7 注意事項

・児童館内では一般来館児童と同様に過ごします。
・育成室とは異なり、個別支援は行わず、おやつの提供もありません。
・要配慮児に対する補助職員加配はありません。
・自力来館、自力退館となりますので、お迎えや送り等はありません。
・児童館特例直接利用で来館中は児童館からの外出はできません。また、来館前の通院、塾等の経由来館はできません。
・利用時間中に事故・けが等があった場合は、保護者に連絡いたします。
・台風等で安全に帰宅できない場合は、お迎えのお願いをすることがあります。また、台風等により、計画運休等が行われた場合は、児童館を閉館しランドセル来館を行わない場合があります。その際は、児童課よりメールでご連絡いたします。
・最初に申請した育成室に空きが出た場合は、指数の高い順に育成室に入室となります。
・令和 8 年 12 月末までに入室ができず、令和 9 年度も育成室利用希望の場合は、令和 8 年 12 月に再度新規申請をお願いします(継続利用不可)。

● 文京区ホームページはこちら

【育成室】　【認証学童クラブ】　【放課後全児童向け事業(アクティ)】　【児童館】